

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 渡邊 剛
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	平成30年6月11日
【提出日】	平成30年6月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社リプロセル
証券コード	4978
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	エボ ファンド(Evo Fund)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9005、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービス（ケイマン）リミテッド方
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成18年12月22日
代表者氏名	リチャード・チゾム
代表者役職	取締役
事業内容	投資事業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 山本真裕
電話番号	03-6775-1000

（2）【保有目的】

純投資

（3）【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	809,900		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A 7,000,000	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 7,809,900	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T 7,809,900		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U 7,000,000		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成30年6月11日現在）	V 63,912,891
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/ (U+V) ×100)	11.01
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年5月25日	株券（普通株式）	511,000	0.72	市場外	取得	借株
平成30年5月28日	株券（普通株式）	338,000	0.48	市場外	取得	借株
平成30年5月30日	株券（普通株式）	110,900	0.16	市場外	取得	借株

平成30年6月6日	株券（普通株式）	50,000	0.07	市場内	処分	
平成30年6月7日	株券（普通株式）	50,000	0.07	市場内	処分	
平成30年6月8日	株券（普通株式）	50,000	0.07	市場内	処分	
平成30年6月11日	新株予約権証券	7,000,000	9.87	市場外	取得	0.97（第三者割当による取得）

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

BNPパリバロンドン支店より借株451,400株。
クレディ・スイスAGダブリン支店より借株233,500株。
メリルリンチ・インターナショナルより借株75,000株。
ゴールドマン・サックス・インターナショナルより借株200,000株。

発行者と提出者は、2018年6月11日付けで、新株予約権の第三者割当に関して、割当契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、同契約に定められた期間中、新株予約権2,500,000株に相当する行使を約束し、一定の条件が充足された場合に、新株予約権の全部を行使することを約束している（コミット条項）。また、同契約に定められた一定の条件が満たされた場合、上記のコミット条項は消滅する。また同契約には、暦月あたりの新株予約権の行使の合計数が一定の値を超える場合、発行者は新株予約権の行使を制限できる旨の規定がある。

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（Ⅱ）（千円）	6,790
借入金額計（Ⅹ）（千円）	
その他金額計（Ⅲ）（千円）	
上記（Ⅲ）の内訳	借株809,000株
取得資金合計（千円）（Ⅱ+Ⅹ+Ⅲ）	6,790

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地